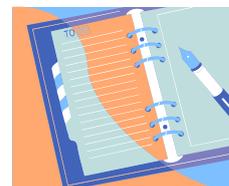


## 争族・争続とならないためのアドバイス



遺産分割協議がなかなかまとまらず、争いになる場合がある。そのため、相続の相談にあずかる者として、遺産分割の心構えをお客様にアドバイスが必要だ。「一周忌には、相続人一同で仲良く墓参りができるようにしましょう」と一周忌のことを訴えるのだ。そのためには、民法第900条ではなく、民法第906条の精神で話し合うことと、ゆずり合いの精神をアドバイスする。そして、話し合いがまとまったら、手続をすぐに完了することも大切だ。

### 骨肉の争いを防ぐ民法第906条

「血は水よりも濃し」ということばがある反面、「兄弟は他人の始まり」ということばもある。各種裁判所があるが、殴り合いがあるのは、家庭裁判所だ。それぞれの事情をバックに、積年の不満や思いが一気に噴出して、相手よりも1円でも多く得ようとする骨肉の争いが展開される。決着までに相当な時間と費用をかけ、最後には故人の墓参りに誰も行かなくなるという事態にならないようにしたい。バブルがはじけたとき、相続争いが長引き、相続財産が目減りして、相続税額のほうが多くなったという悲劇もある。

### 民法第906条

**遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。**

遺産分割協議のアドバイスで一番大切なことは、遺産分割の基準である民法第906条の精神および譲り合いの精神で話し合うことを教えてさしあげること。そして、「一周忌には、相続人一同で仲良く墓参りができるようにしましょう」と、一周忌の姿をイメージしてあげるのだ。なお、二次相続を考えた配分、将来にわたって相続争いが起こらない遺産配分をするようにアドバイスする必要もある。

たとえば、不動産の場合は、その不動産に居住あるいは利用している者が相続する。体が弱く収入が少なく蓄えも少ない者や、檀家を継ぐ者など墓を守る者に多めに配分する。会社の後継者となる者に対して後継者として指名をするだけではない。経営権を掌握できるように、少なくとも51%超の議決権を所有するように自社株を相続させ、会社で利用している個人資産のすべても相続させるなど、残される家族の一人ひとりの事情をくんで話しをまとめていく必要がある。

### 法定相続分は目安

民法第900条に法定相続分が決められているが、これは遺言がない場合の、あくまでも分け方の目安だ。民

法第902条で、指定相続分は法定相続分に優先する。戦後、家督相続制度が廃止されたが、遺言を書くことをすぐには根付かないことを想定し、民法第900条が存在しているのである。

### 相続税がかからないと

相続の開始を知った日の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税するというタイムリミットがあるが、相続税がかからない場合は、関係ない。そのため、相続税がかからない相続のほうが、時間の切迫感がなく、遺産分割協議が長引く＝「争族・争続」となる事例がかなりある。

昨今は相続税のかかる割合が少なくなり、相続発生100件に対し4件程度と少なくなっているが、家庭裁判所における遺産分割に関する調停・審判の新受件数は平成16年以降12千件前後で推移しているものの、漸増傾向だ。

### 介護と相続争い

均分相続になった結果、次のような弊害が起きている。親が介護などの状態となり、子どものうちの一人が親身になって仕事を犠牲にしてまで介護をした。ところが他の兄弟は仕事などを理由に、その子一人に介護を押し付け、相続開始となったときに、親の面倒をろくに見なかった他の兄弟が堂々と権利を主張する光景である。相続する権利と扶養する義務は車の両輪であるにも関わらず、権利のみを主張する。そのようなことは、あまりにも不公平であり、介護をした子は納得できない。その逆に、介護をした子に対し、他の兄弟が親の財産はもっとあったはずだ、使いこんだのではないかと難題を吹っ掛け、泥沼となることも多い。金銭の出入りの管理について、指導してあげることも、相続争いを防ぐための重要なポイントだ。

### 相続手続き

居住地以外の不動産の相続登記をしていない例がかなりある。その場合、子孫の代で関係者が印鑑証明書や戸籍謄本などの書類をそろえ、新たな遺産分割協議をする場面が生じるケースがある。昨今は、いとお同士でさえ、顔と名前が一致しない世の中だ。遺産分割が終わったら、すぐに相続手続きに着手し、完了することが肝要だ。

< 著者プロフィール >

## 高伊 茂 氏

高伊FP事務所代表。帝京大学非常勤講師。NPO法人らしさ理事。

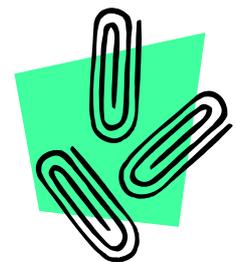
ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、1級DCプランナー、相続FP。

信託銀行での経験を生かした相続対策や資産運用相談等、年中無休の精神で講演や相談に応じている。

セミナーでは「遺言は、残される人への愛のメッセージ」と伝えている。

著書：『FP知識シリーズ 相続・贈与編』セールス手帖社保険FPS研究所発行

『通勤・通学時間でわかる！ iPod FP3級音声学習講座』ダイヤモンド社（共著）ほか



**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【株日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488